大阪府アレルギー疾患対策連絡会議設置要綱

（目　的）

第１条　大阪府アレルギー疾患対策連絡会議（以下「会議」という。）は、府におけるアレルギー疾患医療連携体制のあり方や情報提供、人材育成等の方策について検討し、アレルギー疾患の発症・重症化予防や症状改善に繋がる取組みを推進し、もって大阪府民の健康の増進に資することを目的として設置する。

（事　業）

第２条　会議は、前条の目的を達成するために、次の事項について検討を行う。

（１）　アレルギー疾患医療提供体制に関すること。

（２）　アレルギー疾患に関する人材育成に関すること。

（３）　アレルギー疾患に関する普及・啓発に関すること。

（４）　その他、協議会の目的達成のために必要な事項。

（組　織）

第３条　会議は、別表に掲げる団体等より推薦された委員により構成する。

２　会議には、会長を置き、委員の互選により選出する。

３　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部　会）

第４条　会議の効果的な目的遂行のために、必要に応じて会議に部会を設置することができる。なお、部会の運営等については部会において定める。

（謝礼金等）

第５条　会議の出席者への謝礼金の歳出科目は、報償費とする。

２　会議の出席者の謝礼金額は、別途定めるものとする。

３　前項の謝礼金は、その都度支給する。

４　出席者のうち府及び他の行政機関に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

（費用弁償）

第６条　出席者の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

（庶　務）

第７条　会議の庶務は大阪府健康医療部保健医療室地域保健課で行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附　　則

（施行期日）

　この要綱は、平成３０年６月１５日から施行する。

附　　則

（施行期日）

　この要綱は、平成３０年８月１０日から施行する。

附　　則

（施行期日）

　この要綱は、令和元年６月２０日から施行する。

【別紙】

|  |
| --- |
| 団体名称 |
| 一般社団法人　大阪府医師会 |
| 一般社団法人　大阪府歯科医師会 |
| 一般社団法人　大阪府薬剤師会 |
| 公益社団法人　大阪府看護協会 |
| 公益社団法人　大阪府栄養士会 |
| 一般社団法人　大阪府病院協会 |
| 一般社団法人　大阪府私立病院協会 |
| 一般社団法人　大阪府眼科医会 |
| 一般社団法人　大阪府耳鼻咽喉科医会 |
| 一般社団法人　大阪府内科医会 |
| 一般社団法人　大阪小児科医会 |
| 大阪皮膚科医会 |
| 大阪府アレルギー疾患医療拠点病院 |